



2023.4.1 No.218 4・5月号

くらしの情報 とやま

MAKE
TOYAMA
STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 新生活スタート こんなトラブルに要注意!



発行/富山県生活環境文化財団県民生活課・富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

通販会社から「支払方法に問題がある」とメールがあり、カード番号などを入力したあとで、フィッシングメールだと気づきました。

相

談

会員になっている大手ネット通販会社を名乗り、「支払方法に問題がある」とのメールが届いたので、メールにあったURLをクリックし、表示された画面にクレジットカード番号等を入力しました。その後、不審に思い調べたところ、当該メールがフィッシングメールだと気づきました。不正利用されないか心配です…。(70代 男性)

回

答

通販サイト、クレジットカード会社、宅配事業者などの実在する組織をかたるメールやSMSを送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が寄せられています。入力した情報がクレジットカードやキャリア決済などで不正利用され、身に覚えのない請求を受けるケースが見られます。

○相談者には、すぐに正規サイトの会員ID・パスワードを変更し、クレジットカード会社に連絡するよう助言

しました。また、今後、身に覚えのない利用がないかカード利用明細を必ず確認するよう助言しました。

○もし不審なメールやSMSが届いた際は、記載されたURLに安易にアクセスしないでください。公式サイトで、事業者を騙るメール送信やフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。



不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まないで、早目に市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」へ)

注意喚起!

「はしご・脚立」の誤使用は大ケガにつながります! ～事故の約4割が60代以上～

「はしご・脚立」は、生活の様々な場面で使用されており、誤使用による転落事故が毎年発生しています。NITEに通知のあった製品事故情報では、2017年度から2021年度までの5年間で「はしご・脚立」の事故が162件ありました。そのうち被害者の約4割は60歳代以上で、事故原因の半数近くが使用者の不適切な取り扱いや不注意によるものです。

「はしご・脚立」の事故を防ぐためには、使用方法を守ることが重要です。また、より安全に使用できる製品を選ぶことで事故を未然に防ぎましょう。

■「はしご・脚立」の事故を防ぐために注意すべきポイント

- はしごの上で『作業しない』(作業する場合は脚立を利用する)。
- 脚立の天板には『乗らない・座らない・またがらない』。
- 使用前に製品の**注意表示**を確認し、遵守する。
- 開き止め具をしっかりロックし、安定した地面に設置する。
- より安全に使用できる安全機能が付いた製品を選定する。
(例)「アウトリガー(補助脚)付きはしご」、「上枠付き脚立」



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs22091601.html>

新生活スタート こんなトラブルに要注意！

賃貸アパートの入退去

【事例1】入居前に解約を申し出たが、支払ったお金はほとんど返金できないといわれた。

【事例2】退去後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。

トラブル防止のポイント

- 契約前に、修繕や退去時の費用負担など書類の内容をよく確認しましょう。
- 入居前に、キズや汚れなど賃貸物件の現状を貸主側と一緒に確認し、記録しておきましょう。
- 雨漏りなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し相談しましょう。
- 退去時に納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等を参考に貸主側に説明を求めましょう。

引っ越し直後の訪問販売

【事例1】「マンション全体で契約する電気会社が当社に変わる」と説明を受け、契約を迫られた。

【事例2】管理会社の紹介と称する業者に訪問され防カビ工事契約したが、嘘だった。

トラブル防止のポイント

- その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。
- 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフ（注）ができます。

（注）特定商取引法に定める書面を受けとった日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件で契約解除）することができます。

SNSをきっかけとしたトラブル

【事例1】稼げるというSNS広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材を購入したあと、高額なサポートプランを契約した。

【事例2】SNSで知り合った相手から出会い系サイトに誘われ、高額な費用を支払った。

トラブル防止のポイント

- SNS広告はしっかり内容を確認しましょう。
- SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう。
- 身分証明書の送付、個人情報や写真など身元がわかるような書き込みを安易にしないようにしましょう。

クレジットカードに関するトラブル

【事例1】クレジットカードを作ったが、限度額いっぱい買い物をして、支払えなくなった。

【事例2】リボ払いを選択したら、支払残高が高額になっていた。

トラブル防止のポイント

- 手元や口座にお金があっても買い物できるという意味では借金と同じです。クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解し、適切な管理の下で利用しましょう。
- リボ払いは手数料負担が大きくなりやすいので、申込み時に十分注意しましょう。

令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳・19歳の若者は「未成年者取消権」が使えなくなりました。トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

靈感商法などの悪質商法にご注意ください!!

例えば…

不安をあおる 靈感商法

「あなたには悪霊がついており、このままでは家族みんなが不幸になる。この壺を買えば悪霊は去る」と告げられ、高額な壺の購入を勧められた。



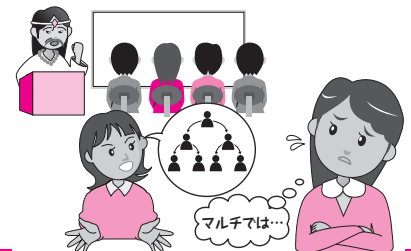
“無料”をうたった 占いサイト

無料の占いサイトに登録したら、占い師から「金運が上がると」メールが届き、有料の占いに誘導された。別の占い師からもメールが届くようになり、気づいたら支払いが高額になってしまったが、占いの効果は見られない。



マルチまがいの 占術セミナー

知人に誘われ占術セミナーに参加し、勧められるまま会員登録して、鏡など高額な開運商品を購入した。その後、「知人を紹介するとマージンがもらえる」と言われマルチまがいの団体だとわかった。



このほかにも、「高額な屋根修理などの訪問販売」、「貴金属を狙った訪問買取」、「“簡単に稼げる”といったSNSの副業広告」、「化粧品や健康食品の定期購入」、「心当たりのない架空請求メール」など、様々な消費者トラブルがみられます。

不審に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

富山県消費生活推進リーダー募集中!

富山県では、消費者被害の未然防止や早期救済等を図るため「出前講座」等の講師として啓発活動を行っていただく消費生活推進リーダーを募集しています。消費生活問題に関心をお持ちの皆様のご応募をお待ちしています。

1 応募資格

富山県内在住者で、次のいずれかの資格を有する方又は同等の専門知識を有すると認められる方。(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。)

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 委嘱日～令和7年3月31日

4 募集期間 当分の間

5 応募方法

所定の申込書に必要事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

6 選考方法 随時、書類及び面接により選考します。

7 問合せ先 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949 詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



「悪質商法撃退教室」

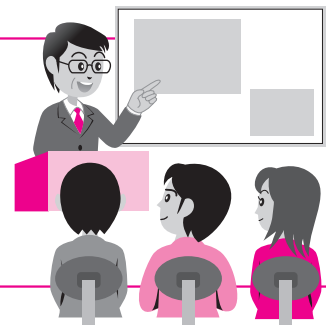
講師派遣無料

「消費生活見守り・学習出前講座」をご利用ください!

県では、複雑・多様化する消費者トラブルの事例や対処法等について紹介し、配慮が必要な方の見守りに活かしていただくとともに、SDGsなどについても学んでいただくことを目的として、各種出前講座を実施していますので、お気軽にご利用ください。

悪質商法撃退教室

- **対象** 高齢者の見守りを行う団体・グループ
(老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、自治会 等)
- **内容** 悪質商法トラブルとその対処法



消費生活見守り・学習出前講座

- **対象** 障害者等の配慮を要する消費者の見守りを行う団体・グループ
児童クラブ、PTA、職場のグループ 等
- **内容** 消費者トラブルとその対処法、製品事故に遭わないために、エシカル消費 等

費用 講師派遣費用：無料
会場の確保・設営及びその費用は、申込者の方でお願いします。

お申込み・お問合せ 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

| | |
|----------------------|----------------------|
| 富山県消費生活センター (CiCビル内) | ☎076-443-2047 |
| 高岡市消費生活センター | ☎0766-20-1522 |
| 魚津市 市民課 | ☎0765-23-1003 |
| 氷見市 市民課 | ☎0766-74-8010 |
| 滑川市 生活環境課 | ☎076-475-2111 (内334) |
| 黒部市消費生活センター | ☎0765-54-3198 |
| 砺波市消費生活センター | ☎0763-33-1153 |
| 小矢部市 生活環境課 | ☎0766-67-1760 (内752) |
| 南砺市消費生活センター | ☎0763-23-2035 |
| 射水市消費生活センター | ☎0766-52-7974 |
| 舟橋村 総務課 | ☎076-464-1121 (内49) |
| 上市町 町民課 | ☎076-472-1111 (内103) |
| 立山町 住民課 | ☎076-462-9915 |
| 入善町 住民環境課 | ☎0765-72-1824 |
| 朝日町 住民・子ども課 | ☎0765-83-1100 (内137) |
| 朝日町 社会福祉協議会 | ☎0765-83-0576 |

◆富山県消費生活センター
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所
高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188 (いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン